

藤枝法人会報



やいづ浜通り 夏のあかり展（9月 焼津市城之腰地区・鯛ヶ島地区）



No. 125

令和7年9月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16（藤枝商工会議所2F）

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会 員
募集中

目次

会長就任のご挨拶	1
第13回定時総会開催	2
令和6年度事業報告	3～4
貸借対照表	5
新役員紹介	6
令和7年度税制改正のあらまし(速報版)	7～10
特集 焼津水産業130年の歴史を考える	11～13
(一社)静岡県法人会連合会 令和8年度税制改正要望	14～23
税務署だより	24～27
財務事務所だより	28
税理士会だより	29
写真で見る法人会活動/新入会員紹介	30～33



Afternoon Tea

松風閣オリジナル
アフタヌーンティーセット
(1セット2名様分 / ご提供時間…14:00～17:00)

4,400円 (消費税込)



ドリンクは紅茶の他、コーヒー・富士山クリームソーダ・
そして期間限定ドリンクよりお選びいただけます。
また、各シーズンには期間限定アフタヌーンティーもご用意。
詳細は公式ホームページをご覧ください。

完全予約制 ご予約は2日前 18:00 まで
(休館日等によりご予約締切が早まる日がございます。詳しくはお問合せください。)

ホテルアンビア松風閣

<https://www.syofukaku.com/>

054-628-3131
(受付時間…9:30～19:00)



会長就任のご挨拶

～魅力ある法人会を目指して～

公益社団法人藤枝法人会
会長 松永 勝裕



法人会会員様及び税務ご当局を始めとする関係機関様には、日頃から法人会活動にご理解とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

去る、令和7年5月23日に開催されました「定時総会」におきまして、会長にご推挙賜り就任することになりました松永でございます。

青島直久前会長におかれましては、コロナ禍およびその後の経済環境の大きな変化の中、2期4年という間、会長として藤枝法人会の発展と充実に大きな力を発揮されただけに、その後を担うことに身が引き締まる思いと、その責務の重大さを痛感しているところであります。

会員の皆様方や役員の皆様方のご協力、並びに税務ご当局や関係機関様のご支援、ご指導を賜りながら、微力ではありますが誠心誠意、全力で取組む所存であります。

ご退任されました青島直久会長をはじめ、役員の皆様方の藤枝法人会へのご功績に感謝申し上げますとともに、後を継ぎます私共役員は、歴代の先輩役員の名に恥じぬよう、更に会員、地域のために魅力ある藤枝法人会を目指して参りますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、藤枝法人会は、昭和24年に創立され、昭和57年2月に社団化。さらに、公益法人制度改革に伴い平成25年4月「公益社団法人藤枝法人会」に移行し、藤枝税務署管内を事業エリアとして税務ご当局のご支援をいただきながら、良き経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と社会の健全な発展、さらには企業の税務コンプライアンス向上に貢献することを理念に活動してまいりました。

当法人会を取り巻く環境は依然厳しい状況ではありますが、これまでの歴史、伝統、実績を踏まえ、更に社会への貢献を充実させるため、引き続き「税」を中心とした公益的な事業を行っていく所存であります。

結びにあたりまして、これまで以上に藤枝法人会に対するご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、会員企業そして皆様方の益々のご発展を祈念いたしまして、会長就任の挨拶とさせていただきます。

公益社団法人藤枝法人会 第13回定時総会開催

とき：令和7年5月23日(金)
会場：ホテルアンビア松風閣

公益社団法人藤枝法人会 第13回定時総会を、5月23日(金)ホテルアンビア松風閣にて開催し、決議事項の第1号議案 令和6年度決算承認の件、第2号議案 役員選任案承認の件は異議なく承認可決され終了致しました。

最後に、ご来賓を代表して藤枝税務署長 澤田勝良様、静岡県藤枝財務事務所長 平山親子様、東海税理士会藤枝支部長 森祐輔様からご祝辞を頂きました。

記念講演会には一般参加の聴講者も加わり、講師に漫画家のやくみつる氏をお迎えし、「やくみつるの『ここだけの話』」と題してご講演頂きました。

- 公益社団法人藤枝法人会
第十三回定時総会次第**
- 一 開会の辞
 - 二 会長あいさつ
 - 三 議長選出
 - 四 定足数の確認
 - 五 議事録署名人選出
 - 六 議事
 - (一) 決議事項
 - 第一号議案 令和6年度決算承認の件
監査報告
 - 第二号議案 役員選任案承認の件
 - (二) 報告事項
 - ① 令和6年度事業報告
 - ② 令和7年度事業計画及び収支予算
 - ③ 令和8年度税制改正要望について
 - 七 来賓祝辞
 - 八 閉会の辞

(司会) 西野総務厚生委員



青島会長挨拶



ご来賓の皆様方



〈ご祝辞〉

藤枝税務署長
澤田勝良 様



静岡県藤枝財務事務所長
平山親子 様



東海税理士会藤枝支部長
森祐輔 様



4年間会長をお努めいただき、本総会をもって退任された青島直久氏に、
藤枝税務署より感謝状贈呈そして、花束贈呈



令和6年度事業報告

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

Ⅰ. 概 況

公益社団法人としての使命を達成するために、税知識の普及、納税意識の高揚とe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進、税制提言事業、経営支援事業、地域社会貢献事業等、公益目的事業に主軸を置き様々な活動を展開して参りました。

また、会組織の強化、財政基盤強化のため、本会・青年部会・女性部会一体となって会員拡充に努めました。

Ⅱ. 主な活動は次のとおりです。

＜公益目的事業＞

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施し、税知識の普及による納税意識の高揚に努めました。

(2) 税制・税務の普及広報事業

税制・税務に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、「藤枝法人会報」No123・No124の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」春号・夏号・秋号・新年号を配布しました。

また、e-Taxの利用拡大につきましては、藤枝税務署と連携協調を図りながら、本会が開催する会議、研修会、講演会、会報を通し、積極的利用を呼びかけました。また当会ホームページ上にもe-Tax等のバナーを設置し一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めました。

(3) 税の啓発及び租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の「夏休み親子税金教室」、「税に関する絵がきコンクール」、また、大学生対象の「租税教室」を実施しました。

(4) 税制改正への提言事業

①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめ、税制改正の提言を決議し、関係機関等に対し要望活動を実施しました。

②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申しました。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施しました。

(2) 地域社会への貢献事業

①地域イベント「藤まつり」への参加

②家庭内におけるピーク時間の使用電力削減を目指した「いちごプロジェクト」の推進

＜収益事業等＞

1. 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業

(1) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めました。

①財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社と連携を密にし、また、福利厚生制度推進キャンペーン特別委員会を中心に、更なる法人会の福利厚生制度の推進に努めました。

②地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストしました。

③中小企業向け貸倒保障制度を推進しました。（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

④協力弁護士制度

⑤広告チラシ同封配布サービス

⑥法人会提携ローン

⑦ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信

⑧「早割電報」紹介サービス

⑨インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」

⑩事業承継支援制度

⑪会員特典カード「法人会メリットカード」の利用及び特約店募集

⑫日産レンタカー割引制度

(2) 会員親睦事業

会員相互の親睦や異業種交流を目的に、観劇会、研修旅行、意見交換会、賀詞交歓会等の親睦事業を行いました。

(3) 組織の充実・強化

組織基盤強化のために、令和6年度会員拡充推進計画を立案し、本会・支部役員・名部会が一体となり会員増強運動を展開しました。その結果、3月末における会員数は、2,680社・個人賛助会員23名となりました。

(4) 諸会議の開催

①定時総会の開催

②理事会の開催

③各委員会の開催

④福利厚生制度推進キャンペーン特別委員会の開催

⑤その他必要な会議の開催

(5) 法人会相互の連絡協調

①一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力

②東海法人会連合会との連携

③公益財団法人全国法人会総連合との連携

2. 管理関係

(1) 定款や諸規程の適正な運用に努めました。

(2) 事務運営体制等の充実を図りました。

3. 表彰関係（順不同・敬称略、役職は表彰時で記載）

(1) 令和6年度公益財団法人全国法人会総連合 功労者表彰

公益社団法人藤枝法人会 理 事 株式会社杉山工務店 代表取締役 杉山裕巳

(2) 令和6年度一般社団法人静岡県法人会連合会 特別功労役職員等表彰

公益社団法人藤枝法人会 理 事 まるせい自動車株式会社 代表取締役 青島章仁

公益社団法人藤枝法人会 理 事 有限会社めぐみ自動車販売 代表取締役 奥山光浩

(3) 令和6年度一般社団法人静岡県法人会連合会会長表彰

＜功労法人表彰＞

青島ポンプ工業株式会社	代表取締役	青島直久
あおい税理士法人	代表社員	森 祐輔
岡村建設工業株式会社	取締役	岡村美根子
株式会社コハラ	代表取締役社長	小原照光
株式会社鈴木商会	取締役	鈴木喜久枝

＜会員たる法人の役職員表彰＞

巻田油業株式会社	顧問	朝羽二三夫
株式会社山田組	取締役総務部長	原川智寛

(4) 令和5年度全法連・県連単位会表彰＜藤枝法人会関係＞

＜県連 研修参加率向上表彰＞

研修参加率向上賞（前年比3%以上増加）

令和6年度事業報告 附属明細書

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和7年5月
公益社団法人藤枝法人会

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	136,325	42,652	93,673
普通預金	8,074,234	11,737,832	△ 3,663,598
流動資産合計	8,210,559	11,780,484	△ 3,569,925
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	44,000,000	44,000,000	0
基本財産合計	44,000,000	44,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	16,295,000	15,374,000	921,000
減価償却引当資産	2,532,581	2,532,581	0
事務改善引当資産	2,400,000	2,300,000	100,000
周年行事引当資産	1,400,000	1,200,000	200,000
部会周年行事引当資産	950,000	850,000	100,000
特定資産合計	23,577,581	22,256,581	1,321,000
(3) その他固定資産			
什器備品	2	2	0
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	72,802	72,802	0
固定資産合計	67,650,383	66,329,383	1,321,000
資産合計	75,860,942	78,109,867	△ 2,248,925
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	115,044	△ 115,044
預り金	0	112,315	△ 112,315
未払法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	71,000	298,359	△ 227,359
2. 固定負債			
退職給付引当金	16,295,000	15,374,000	921,000
固定負債合計	16,295,000	15,374,000	921,000
負債合計	16,366,000	15,672,359	693,641
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	59,494,942	62,437,508	△ 2,942,566
(うち基本財産への充当額)	(44,000,000)	(44,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(7,282,581)	(6,882,581)	(400,000)
正味財産合計	59,494,942	62,437,508	△ 2,942,566
負債及び正味財産合計	75,860,942	78,109,867	△ 2,248,925

令和7年5月23日現在
(役職別・地区別・法人名50音順)
敬称略

新役員紹介

No.	役職名	法人名	理事名
1	会 長	(株)アンピ・ア	松 永 勝 裕
2	副会長	(株)コハラ	小 原 照 光
3	副会長	榊原産業(株)	榊 原 昇 次
4	副会長	しずおか焼津信用金庫	南 條 和 義
5	副会長	(株)藤枝江崎新聞店	江 崎 晴 城
6	副会長	松葉倉庫(株)	松 葉 秀 介
7	理 事	(株)赤阪鐵工所	塚 本 義 之
8	理 事	(株)いちまる	加 藤 広 行
9	理 事	岡村建設工業(株)	岡 村 美 根 子
10	理 事	(株)共 水	片 岡 征 哉
11	理 事	(株)倉嶋自動車商会	倉 嶋 雅 義
12	理 事	小川漁業協	山 下 直 希
13	理 事	近藤建設工業(株)	近 藤 友 一
14	理 事	静岡県産醤油(株)	鈴 木 良 彦
15	理 事	(株)清水一級建築設計事務所	清 水 誠 一
16	理 事	(医)社団正心会	原 昭 哉
17	理 事	(株)大勝堂外商部	安 藤 聡
18	理 事	東海ガス(株)	丸 山 一 洋
19	理 事	東海造船運輸(株)	能 美 祐 輔
20	理 事	(株)長谷川鐵工所	長 谷 川 豪
21	理 事	(株)橋本組	田 代 卓 靖
22	理 事	巻田油業(株)	朝 羽 二 三 夫
23	理 事	丸 池(株)	池 ヶ 谷 聡
24	理 事	丸 石(株)	大 石 格 之 助
25	理 事	(株)マルハチ村松グループ本社	三 浦 信 也
26	理 事	(有)めぐみ自動車販売	奥 山 光 浩
27	理 事	焼津鯉節水産加工業協	山 田 哲 也
28	理 事	焼津漁業協	白 石 一 二 朗
29	理 事	焼津水産化学工業(株)	守 谷 充 雄
30	理 事	焼津冷蔵(株)	原 崎 太 輔
31	理 事	(株)柳屋本店	村 松 康 範

No.	役職名	法人名	理事名
32	理 事	(株)藪崎新聞店	中 野 順 二
33	理 事	山松水産(株)	松 永 貴 子
34	理 事	(有)石神工務店	石 神 利 真
35	理 事	大井川農業協	大 石 洋 一
36	理 事	(株)大塚工務店	大 塚 高 弘
37	理 事	(株)共立アイコム	藤 木 信 彰
38	理 事	(株)コヤマ	小 山 明 一
39	理 事	(株)佐藤工業所	佐 藤 輝 男
40	理 事	(株)島村膳文堂	島 村 武 慶
41	理 事	(株)杉浦純商店	杉 浦 聡
42	理 事	(株)鈴木鉄工所	牧 野 雅 人
43	理 事	(株)チューブコーポレーション	杉 山 茂 範
44	理 事	(株)ツチャコーポレーション	土 屋 維 子
45	理 事	(株)中 屋	渡 邊 芳 隆
46	理 事	初亀醸造(株)	橋 本 謹 嗣
47	理 事	(株)藤 興	西 野 浩 史
48	理 事	フルカワクリエイト(株)	古 川 賢 吾
49	理 事	(株)ホームショップいけや	池 谷 享 三 郎
50	理 事	ホンダモーター藤枝販売(株)	渡 邊 博 文
51	理 事	まるせい自動車(株)	青 島 章 仁
52	理 事	丸天淡水魚(株)	天 野 大 輔
53	理 事	(株)山田組	原 川 智 寛
54	理 事	(株)渡邊商店	渡 邊 亮 太
55	外部理事	三岡厚文税理士事務所	三 岡 厚 文

監 事

No.	役職名	法人名	監事名
1	監事	あおい税理士法人	森 祐 輔
2	監事	(有)静岡経営労務管理センター	伊 藤 彰 彦
3	外部監事	デジタル・マーケティング・アドバイス	長 坂 祐 二

HPにて情報公開

当会ホームページ

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

にて情報公開しております





税制改正の

あらまし

I 法人税関係

1 中小企業等々の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長

中小企業等々の法人税率について、次の見直しを行った上で、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

- イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（現行：15%）に上げられます。
- ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

2 中小企業投資促進税制の見直しと延長

中小企業等が新品の特定機械装置等を取得等した場合、取得価額（船舶は取得価額の75%が対象）の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の中小企業等に限る）が適用できる中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

改正案では、関係法令の改正を前提に、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、以下の項目に全て該当する場合、その株式又は出資は除外されます。

- イ その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合
- ロ 一定の承認会社[※]がその農地所有適格法人の発行済株式総数の50%を超える株式を有する場合など

※「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいいます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

3 中小企業経営強化税制の見直しと延長

成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、経

営力向上計画に基づいて行う設備投資について即時償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人は10%）を適用できる中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に収益力強化設備（B類型）に対し売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を講じるほか各類型の要件の見直し等を行った上で、適用期限が2年間延長されます。

生産性向上設備（A類型）

【現行】旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備
【改正案】旧モデルと比べて生産性（単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれか）が年平均1%以上改善する設備

収益力強化設備（B類型）

【現行】投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
【改正案】投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備

【改正案】経営規模の拡大促進に係る拡充措置（B類型の拡充措置）

- ・投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備
- ・売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表（ロードマップ）を作成していること
- ・基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること
- ・売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること
- ・投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること
- ・経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること 等
- 対象設備に建物及びその附属設備（1,000万円以上）を追加
- ・償上率率2.5%未満は、特別償却または税額控除の適用はなし 等

デジタル化設備（C類型）

【現行】遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
【改正案】廃止

経営資源集約化設備（D類型）

修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上上昇する設備
【改正なし】

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

4 中小企業防災・減災投資促進税制の見直しと延長

中小企業等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備を取得等した場合に16%の特別償却（令和7年3月31日までに取得等した場合は18%）が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の

特別償却制度)について、その対象設備からサーモグラフィ装置を除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に事業継続力強化計画の認定を受け、認定を受けた日から1年以内に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

5 企業版ふるさと納税の延長

国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合、損金算入措置(約3割)に上乗せして、寄附額の最大6割を税額控除できる地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、認定地方公共団体が寄附活用事業の確認書面を内閣総理大臣に提出すること、寄附活用事業の契約等によって寄附金を支出した法人の名称を内閣総理大臣に報告することや公表する場合があること等の見直しを行った上で、適用期限が3年間延長されます。

適用時期

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に支出する特定寄附金について適用されます。

6 防衛特別法人税の創設

わが国の防衛力強化に係る安定的な財源を確保するため防衛特別法人税が創設されます。

具体的には、課税標準となる法人税額から500万円を控除した金額に、新たな付加税として、当分の間、税率4%が課されます。

適用時期

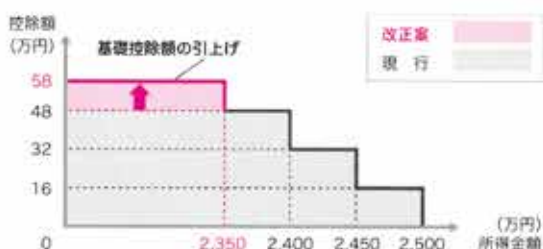
令和8年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

Ⅱ 所得税関係

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

① 所得税の基礎控除の引上げ

基礎控除額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対処するために、所得税の基礎控除額が現行の最高48万円から最高58万円に上げられます。



具体的には、合計所得金額が2,350万円以下の者の基礎控除額が左下図のように10万円引上げられます。

なお、個人住民税の基礎控除額(最高43万円)は据え置かれます。

② 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が適用される収入の者の場合、収入が増えても控除額は増加しない構造のため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引上げられます。

また、この見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等について所要の措置が講じられます。

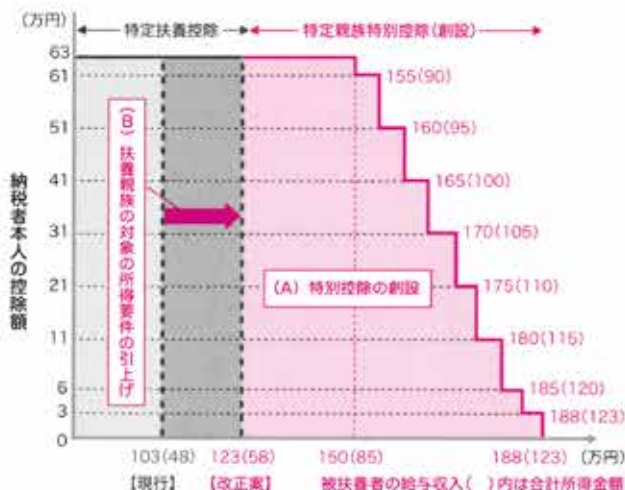
なお、個人住民税についても、給与所得控除の55万円の最低保障額が65万円に上げられます。

給与収入	控除額
162.5万円以下	55万円【現行】
190万円以下	65万円【改正案】
360万円以下	収入金額×30%+80,000円
660万円以下	収入金額×20%+440,000円
850万円以下	収入金額×10%+1,100,000円
850万円超	195万円

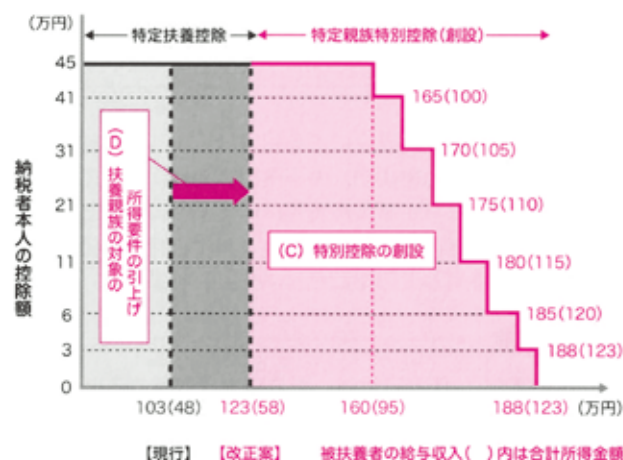
③ 特定親族特別控除の創設・特定扶養控除の見直し等

現下の厳しい人手不足の状況の中、特に大学生のアルバイトの就業調整については、税制が一因となっているとの指摘があることから、新たに大学生年代の子等に係る特定親族特別控除が創設されます。19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額等が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除が適用でき、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合は親等が受けられる所得控除が段階的に逦減します(下図A)。

また、扶養親族の合計所得金額に係る要件について、基礎控除の引上げを踏まえ、現行の48万円以下から58万円以下(給与収入123万円以下に相当)に上げられます(下図B)。



なお、個人住民税についても、所得税同様、大学生年代の子等に関する特別控除が創設され（**下図C**）、扶養親族の合計所得金額に係る要件について48万円以下から58万円以下（給与収入123万円以下に相当）に上げられます（**下図D**）。



④その他の所要の措置

- イ 配偶者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額の要件が58万円以下（現行：48万円以下）に上げられます。
- ロ ひとり親控除の対象となるひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下（現行：48万円以下）に上げられます。
- ハ 勤労学生控除の対象となる勤労学生の合計所得金額の要件が85万円以下（現行：75万円以下）に上げられます。

※ イ・ロ・ハとも、個人住民税で同様の措置が講じられます。

適用時期

①～④の改正については、令和7年分以後の所得税（令和8年度分以後の個人住民税）について適用されます。なお、実務上は、令和7年12月の年末調整から適用することとなります。

（注）上記の改正については、自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、「いわゆる『103万円の壁』は、国民民主党の主張する178万円をめざして、来年から引上げる」ことが令和6年12月11日に合意され、三党間で引き続き協議を行うこととされています。今後の国会審議等にご留意ください。

2 子育て支援に関する政策税制

①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和6年度税制改正で、令和6年限りとして措置された子育て世帯等[※]における住宅ローン控除の借入限度額の上乗せ措置が、令和7年も引き続き1年間限りの措置として講じられます。

また、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り適用できる新築住宅等の床面積要件の緩和措置（床面積50㎡→40㎡）について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できるように見直されます。

住宅の区分	借入限度額	
	子育て世帯等	それ以外
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

※「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長

既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用相当額の250万円を限度に10%を税額控除）について、令和7年も引き続き1年限りの措置として講じられます。子育て世帯等^{※1}が居住用家屋に一定の子育て対応改修工事^{※2}を行い、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合が適用対象になります。

なお、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、同特例は適用されません。

※1「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

※2「一定の子育て対応改修工事」とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事（一定のものに限る）のいずれかの工事で、その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

③子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分の所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更はありません。

また、一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は、控除の適用対象から除外しないこととされます。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

適用時期

①、②の改正については、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

③の改正については、令和8年分の所得税について適用されます。

3 DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ

勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について以下の見直しが行われます。

イ 確定拠出年金制度の拠出限度額が見直されます。

	適用対象	拠出限度額（月額）	
		現行	改正案
企業型確定拠出年金（DC）	確定給付企業年金未加入者	5.5万円	6.2万円
	上記加入者	（注1）	（注1）
個人型確定拠出年金（iDeCo）	第一号被保険者	6.8万円	7.5万円
	企業年金加入者	2.0万円	（注2）
	企業年金未加入者（注3）	2.3万円	6.2万円

- （注）1 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額となります。
 2 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額となります。
 3 第一号被保険者及び第三号被保険者を除きます。

ロ 企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。

ハ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者で、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者が新たに制度の対象とされ、その拠出限度額は月額6.2万円とされます。

ニ 国民年金基金の掛金額の上限が月額7.5万円（現行：月額6.8万円）に上げられます。

適用時期

適用時期については、改正される確定拠出年金法等において定められることとなります。

Ⅲ 資産税関係

1 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和9年12月31日まで）です。

改正案では、法人版事業承継税制の特例措置における役員

就任要件について、贈与の直前において役員等であること（現行：贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること）に見直されます。

現行	改正案
贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること	贈与の直前において役員等であること

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）の事業従事要件についても、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと（現行：贈与の日まで引き続き3年以上特定事業用資産に係る事業に従事していたこと）に見直されます。

適用時期

令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

Ⅳ その他

1 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の見直しと延長

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が取得する、生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の特例措置について、次の見直しが行われた上で、その適用期限が2年間延長されます。

改正案では、雇用者給与等支給額の引上げの方針を同計画に位置づけ、これを従業員に表明した場合、同計画に基づき取得する対象資産の課税標準について、以下のとおり見直されます。

要件	課税標準額
雇用者給与等支給額を1.5%以上引上げ	最初の3年間 価格の1/2
雇用者給与等支給額を3%以上引上げ	最初の5年間 価格の1/4

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した対象資産に適用されます。

*本内容は、令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正大綱に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

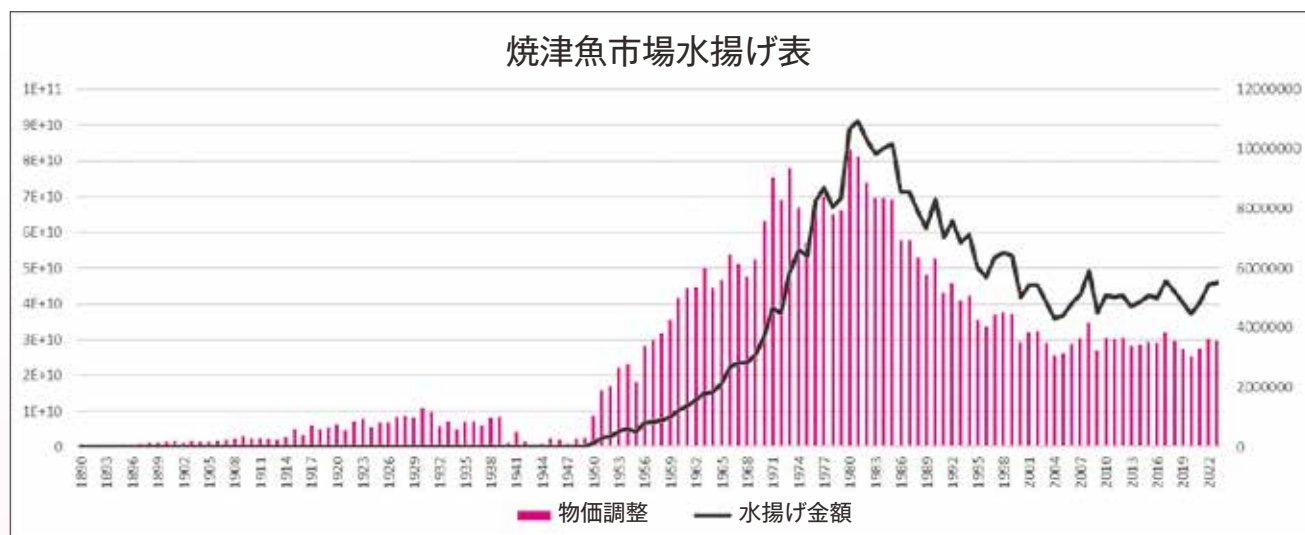
特集

焼津水産業

130年の歴史を考える。

焼津魚市場の年間水揚げ高が記録されており、明治23年から今日までをグラフ化してみた。明治23年、西暦1890年の水揚げ金額は、85,365円であった。この金額が多いのか少ないのか比較のしようもないので、消費者物価を調べた。米価の変遷が記録されているので、1980年までを米価で、それ以降は、政府の発表する消費者物価指数を調べ、物価調整指数として、それぞれの年の水揚げ高にかけて、物価調整した。ちなみに、明治23年の1円は、現在の13,178円に相当し、水揚げ金額85,365円は、現在の貨幣価値にして1,124,933,197円になっている。11億円の水揚げで、ある程度の規模感を感じます。

同様に、昭和元年水揚げ高5,237,674円は、物価調整2,075円をかけて、現在の貨幣価値では、10,869,551,559円になり、戦前の水揚げ金額で最高の年は、昭和15年12,422,227円調整金額で20,085,781,814円です。現在の水揚げ金額に到達したのは、物価調整金額で見ると昭和32年では、475億で、直近令和5年458億円を超えています。水揚げ金額では、昭和30年代初頭の水揚げ金額と言えるわけです。



グラフ化しました。折れ線グラフが、水揚げ金額、棒グラフが物価調整金額です。

130年の焼津水産業の歴史を焼津魚市場の金額で追っていき、そのグラフを見てみると、焼津の水産業の歴史は、4期に大別されるように思います。

- ①明治22年東海道線が開通し、水産業の物流拠点として成長する明治22年から昭和15年の第一次成長期
- ②昭和16年から戦争による経済統制で衰退し、経済統制が続く昭和25年までの、衰退期
- ③築港され、遠洋漁業の時代から飛躍的に伸びる昭和56年までの30年にわたる高度成長期
- ④昭和57年から、現在までの調整期、水揚げ金額は額面でも半分に減っています。

この4期の中で何があったのかを調べています。その中でも注目されるのは、3期目の昭和26年の26億から、昭和56年911億余りの高度成長期に何が生じ、同時に第4期、半減する水揚げ金額の現在まで40年余りに何が生じたのかということです。下図は、昭和30年から、昭和56年までの魚種別単価です。

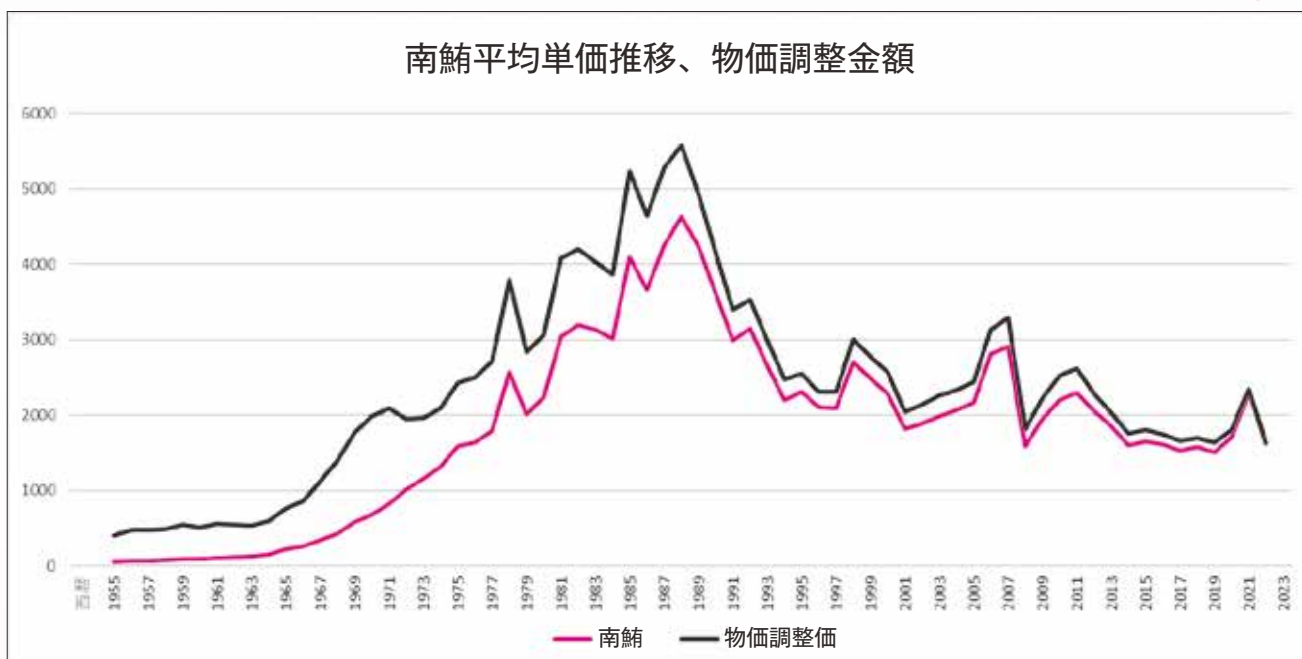
<表・201>焼津港の主な魚種1キロ当たり平均魚価（単位：円） 焼津魚市場統計

	南鰯	めばち	だるま	きはだ	めかじき	まかじき	びんなが	かつお	さば
昭和30年	60	87	58	69	98	124	48	60	46
31	71	89	71	83	104	110	117	74	33
32	66	81	70	79	109	110	70	66	40
33	71	88	65	83	106	102	94	60	37
34	77	90	67	88	102	124	118	54	41
35	90	98	85	97	124	148	109	93	31
36	94	92	75	108	137	156	114	77	45
37	108	110	88	118	148	159	137	71	34
38	119	128	95	129	153	183	133	93	42
39	128	127	84	134	166	184	118	70	31
40	159	148	105	148	219	226	106	91	35
41	222	178	115	177	216	244	171	83	35
42	269	200	127	186	209	269	159	93	38
43	348	199	138	183	303	302	174	94	39
44	435	221	189	200	286	307	191	114	32
45	579	340	212	259	271	383	246	129	40
46	681	397	295	307	333	434	240	150	43
47	825	439	232	316	366	492	229	138	37
48	1,014	485	229	393	367	638	261	149	51
49	1,159	549	319	454	473	672	224	167	80
50	1,320	641	258	522	513	744	232	182	54
51	1,590	754	275	521	572	841	391	217	53
52	1,634	806	340	539	664	992	497	275	79
53	1,799	687	199	413	607	729	311	179	60
54	2,570	758	—	437	600	862	395	235	47
55	2,013	742	—	504	726	770	412	306	79
56	2,236	859	—	467	690	809	533	285	109
57	3,035	767	—	406	840	863	477	232	178
58	3,200	744	—	399	775	948	382	190	107

驚くべきことは、その単価の推移で、昭和30年の南鰯の平均単価は、60円、鰹と変わりません。その単価の上昇ですが、昭和58年の3,200円、28年間で53倍の上昇です。ここに焼津水産業の高度成長の意味を強く感じます。

取材を進めると、昭和30年当初、鰯類は、多くが缶詰などの加工用に向けられていました。遠洋航海への転換に伴い鰯の冷凍化が進み、昭和30年代後半には、鰯船の冷凍化が完了します。鰯類が、冷凍流通されるようになると、お刺身用の鰯はいつでもどこでも周年食べることができる魚の小売店にとっての主力商品になり、また、一般家庭への冷蔵庫の普及と相まって、お刺身が日本人の食生活に急速に普及されていきます。鰯のこのような魚価の変遷を見ると、鰯類のお刺身は、冷蔵庫の普及のない時代、山間部は当然、海岸沿いの地域でも、獲れる時期にしか食べることのできない日本全体から見ると食文化として定着していないと思われます。遠洋航海で、冷凍鰯が安定供給されるようになると、鰯のお刺身文化が花開き、さらに、鰯類の良し悪しが、評価されるようになると本鰯のトロの旨さにも多くの人が気付き、需要爆発が起こったものと思われます。

この鰯類、特に、南鰯の魚価の変遷を昭和30年から現在までの単価をグラフにしてみました。



上部が、物価調整した単価、下部が南鰯の年別平均単価です。1989年（平成元年）、年間平均単価で過去最高の4,630円を記録しています。60円の鰯が、4,630円になっています。物価調整金額では、5,000円を超えています。戦後復興から、焼津は、日本人の食生活において、貴重な魚肉たんぱく質の供給先として大きな役目を担ってきました。その中で、鰯類をはじめとした、お刺身文化の花を開かせ、日本人の食卓にいつでもお刺身が供されるようになったものと思われます。焼津の水産業の発展は、鰯類だけではありませんが、その成長の中心に鰯漁業が、あったように思われます。今回は、焼津水産業の130年の歴史を振り返り、戦後の高度成長の一端を書いてみました。

(株)金虎 寺尾仁秀

<第一 総論>

1. 経済社会の現状と財政改革の推進

現在、わが国経済は、大きな転換期を迎えており、デフレからの完全脱却が視野に入らる中で、社会・経済活動は、ほぼコロナ禍前の状況に回復してきているものの、「金利ある世界」への回帰を踏まえ、財政健全化に向けて財政規律回復の緊急性は高まっている。

こうした中、国と地方を合わせた長期債務残高は国際的にも突出しており、経済社会の構造変化に対応した歳入・歳入の両面の改革を行う必要がある。そのためにも、中小企業をはじめとする経済の活性化による歳入の増加と、財政支出の削減こそが必要と思われる。

2. 行政改革と規制緩和の推進

遅れている規制緩和の実施と相俟って、公務員数の削減・公務員給与の見直し、国・地方議員定数の削減、報酬の引き下げ等、行政経費の切り詰めや組織の簡素化・合理化、さらには民間活力の有効活用は、真っ先に取り組んで欲しい課題であり、取り組みにあたっては、行政としての数値目標を決めて進めていくべきである。

また、いまだ解決しない天下り問題や天下り先である特殊法人改革と合わせ、自らの身を切るような行政改革の早期実現を望むとともに、行政の透明化を図るため、行政当局による徹底した情報開示および「国と地方の行政のあり方全般を常に監視・チェックし、必要に応じ異議申し立て・是正勧告を行い、あるいはあるべき姿を提言し働き掛ける」というような機能を持つ第三者機関が是非とも必要である。

地方に根差し全国組織でもある「法人会」は、その第三者機関として最も相応しい組織であると考えられる。

3. 社会保障と国民負担

我が国における少子高齢化の傾向は益々その深刻さを増しており、特に現役世代が高齢者を支えるという現行の年金制度等の社会保障制度を維持することが極めて難しくなっている。将来の社会を見据えた「子育て支援」の充実と国民が安心して老後の生活を持続するための社会保障制度の維持対策に本腰を入れて取り組んでほしい。また、企業の社会保障費負担の増加は、経営に大きな圧迫を強いており、とくに、中小企業への過度な負担を抑え、経済成長を阻害しないような税と一体となった制度の確立が求められる。更に、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり始め、介護給付費が一段と増加することが見込まれる。介護保険制度を持続可能なものとするためにも給付と負担の見直しは、今後さらに重要であり取り組むべきである。

4. 税制改正の必要性

これまでの活力ある経済を再生し、努力したものが報われる社会を実現するためにも、「公平・中立・簡素の三原則」に基づいた税制への改正を次のとおり要望する。

(1) 中小企業に対する税制改革について

- ① 軽減税率の特例の本則化及び租税特別措置の廃止による制度の簡素化と更なる優遇策の拡大を提言する。
- ② 事業承継税制について欧米並みに相続税とは独立させることとし、中小企業株式(非上場株式)の評価方法を中小企業の実情に合った見直しとするよう要望する。
- ③ 法人税制における中小企業の定義(範囲)の維持を要望する。

(2) 個人に対する税制について

- ① 課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直すことを要望する。
- ② 上場株式等有価証券課税の見直し、また、高額なものに対しては、一律の税率を定額に応じた段階的な税率とし、将来的には総合課税化するよう要望する。
- ③ 給与所得控除・基礎控除等の各種控除をより簡素な控除制度とするよう要望する。
- ④ 相続税についての課税強化には、国際的な流れとは逆行するため特に反対する。

(3) 少子化対策については、さらに本腰を入れて取り組む必要があり、子ども手当等の給付に代え、無料託児所・無料保育園等環境整備の実施等により実効性あるものへの切り替えを含め、「子ども・子育て新システム」の早期実現を要望する。

合わせて、家族の絆を深め親の世話と子育てを両立しやすい親子三世代以上の世帯の増加・促進のため、税制面での優遇措置が必要と考える。

(4) 将来の税制改正において、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラル等の税法改正や様々な制度導入に向け、その税法・制度設計が複雑化することなく、簡素化した制度となるよう配慮すること。

また、今後、国の情報システムや地方共通のデジタル基盤、データの利活用等が期待されるため、税制面においても国と地方の手続きの一元化を要望する。

5. 租税教育の充実

そもそも納税が憲法で定められた国民の基本的義務の一つであるということを、国民全体に理解してもらうための租税教育の徹底、特に児童や青少年の世代に租税教育を実施することは、納税意識の向上に大きな効果をもたらすものである。

危惧される納税モラルの低下を防止するためにも、租税教育を含め、税の大切さを理解してもらう活動や制度の充実を要望する。

<第二 基本事項>

1. 法人の税負担のあり方

(1) 中小企業に対する課税ベース拡大に反対(外形標準課税)

法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対して法人事業税の外形標準課税の適用等がないように十分な配慮を強く要望する。

(2) 中小企業の軽減税率の適用(中小企業優遇税制の確立)

長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引き上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

また、軽減税率15%への特例が令和9年3月31日まで延長されたが、これを恒久的な引き下げとし本則化することを要望する。

(3)同族会社の留保金課税について

「同族会社の留保金課税」は、資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、この「資本金1億円以下の企業」という定義を崩すことのないよう強く要望する。

(4)交際費課税の損金算入

交際費の中小企業に係る損金算入の特例は、本則に戻すべきである。

そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、企業規模にかかわらず原則損金算入とすべきである。

(5)減価償却制度の改善

a. 益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化しよう要望する。

ただし、取得当初の負担が重くなる定額法への一本化には断固反対する。

また、建物・建物付属設備・構築物の定額法への一本化については、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

b. 昨今のインフレ状況を鑑み、取得価額50万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘わらず、一時の損金算入とするとともに、損金算入額の上限（合計300万円）の枠を廃止し、制度を本則化することを強く要望する。

(6)役員報酬の取り扱い

a. 役員報酬は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員報酬の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。役員報酬は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

b. 業績悪化改定事由により役員報酬を減額した後増額した場合の原則損金算入

物価高騰などにより業績に苦しむ企業が多数あることから業績悪化改定事由により役員報酬を減額改定した後、経営環境の改善等から当該事業年度中に役員報酬を改定前の額に戻した場合、その増加部分について原則損金算入できるよう見直すべきである。

(7)自然災害等に備えた税制の拡充

中小企業における災害に対する事前対策のための設備について、特別償却が可能となったが、更にすべての企業につき即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

(8)寄附金の損金算入限度について

a. 寄附金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄附金の認可条件を緩和するとともに、一般寄附金の非課税枠の拡大を求める。

また、少額な寄附金（3万円以下）は全額損金として認めること。

b. 特定公益団体に対する寄附金は一般寄附と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄附金は、指定寄附金と同様な取扱いとすること。

また、企業に関わる寄附金は重要な支援であるため、一般寄附金の非課税枠の拡大を強く求める。

(9)受取配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、本来の趣旨を尊重し、出資比率に関係なく全額益金不算入とすべきである。

(10)中小企業に対する研究開発税制の見直し

税制改正により、「研究開発税制等の見直し」がなされたが、主に大企業のための施策であり、租税特別措置全般の見直しを行い、中小企業で活用できメリットを享受できるような、簡素な制度への見直しを要望する。

(11)中小企業の設備投資税制

令和7年度税制改正により中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、新たな設備が追加された。これにより設備等を取得した場合、即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除の適用が可能となったが、対象となる設備は取得価格が30万円以上のものなど「一定規模以上のもの」の要件の撤廃と、適用期限の延長を要望する。

(12)オープンイノベーション促進税制の拡充について

オープンイノベーションの促進に係る税制は、重要度の高い税制ではあるものの、より使い勝手の良い税制に改正する必要性があり、利用者の要望に早期に検討・対応されるべきである。

(13)欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円以下の中小企業者が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、繰戻し期間の無期限化を要望する。

2. 所得課税のあり方

(1)課税最低限

国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引き下げるとともに、“広く、薄く、公平な”税制を実現すべきと考える。

これにより現行に比べ不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

(2)上場株式等有価証券課税の見直し

現行の「上場株式に係る配当所得」「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得」等については大口株主を除き分離課税とされている。この分離課税の所得税率は、復興特別税を含めて一律に15.315%であり、給与所得等の所得税最高税率45%に比べ低く、分離課税適用の高額所得者にとって有利な制度となっている。税負担の歪みや不公正な正の観点からも、高額なものに対しては、一律の税率を定額に応じた段階的な税率とし、将来的には総合課税化するよう要望する。

(3)少子化社会に備えた環境整備と税制の再構築

- a. 一時的な給付ではなく、安定的な子育て支援控除制度の創設を要望する。
また、将来的には少子化に歯止めをかけるために「N分N乗方式」等を含め検討が必要であり、大胆な税制上の施策を強く要望する。
- b. 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子供を持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。
- c. 所得税における未婚のひとり親への控除又は寡婦控除は、令和2年改正で見直されているものの、支援措置が十分とは言えないため、所得税の非課税措置を設けるべきである。

(4)高齢化社会に備えた税制（公的年金課税制度の改善）

- a. 公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の進展に伴い要介護の高齢者等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。
反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な410万円を超える公的年金受給者に対する控除額は130万円を上限とするよう要望する。
- b. 給与所得と同等額にまで控除額を減らしたとしても、年金受給者兼給与所得者にあつては、双方の控除が可能となる。これは給与のみの場合と比べ公平な負担とは言えない。公的年金を給与とみなすのが困難であれば、それぞれの控除を廃止して、合算後に控除すべきである。
- c. 年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮すべきである。
- d. 年金制度改革により支給停止制度を止め、年金所得と給与所得を合算して課税所得として取り扱う事を提案する。低所得者対策は全体の所得や保有資産等、置かれている状況を考慮して全体から控除する税制の検討を要望する。
- e. 支給停止制度ができない間は、停止した分を公的機関への寄付などと同様な控除制度を盛り込む事を要望する。
- f. 遺族年金は遺族の生活のために非課税所得になっているが、65歳以上の老齢厚生年金の人と不公平感がある。65歳以上で受給する遺族年金は課税所得にすることも必要である。

(5)住宅関連税制の改善（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）

住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせるよう要望する。また、居住している住宅の特定のリフォームを行った場合も住宅ローン控除の対象になるが、内容に関係なく住宅ローン控除を認めるよう要望する。

(6)復興特別所得税について

25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の「復興」に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また「復興」とは結びつかない使途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

(7)災害により生じた雑損失の金額の繰越控除期間を7年に延長することを要望する。

(8)所得税の再分配効果をもっと高めるため、「所得控除」ではなく「税額控除」制度を採用した抜本的な改革を求める。

(9)事業用不動産の譲渡損失について

確定申告を行う事業者について、業務用不動産に係る譲渡損失があるときは、これを他の各所得の金額から控除（損益通算）できるように要望する。

(10)金の売却時控除額について

現在は購入時の金額等が証明できない時は、売却時の5%がみなし購入費用として控除できることとなっているが、直近10年間の最安値などと改めるよう要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

(1)相続税の課税強化の見直し

基礎控除額の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、従前の5,000万円プラス一人当たり1,000万円×法定相続人数の水準までに戻すことを要望する。

(2)事業承継税制の法制化

事業承継税制については、事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。
また、特例措置の「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月末までに延長されているが、特例措置の適用期限である10年までに延長すること。

さらに、円滑な事業承継は中小企業にとって永続的な課題であることを踏まえ、特例措置の期限後の令和10年1月以降、事業承継税制一般措置について、次のように拡充を求める。

- a. 対象株式の拡大
- b. 納税猶予割合の拡大
- c. 後継者の人数の拡大

(3)非上場株式の評価について

平成29年1月1日より自社株評価の見直しが行われたが、事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考える。

この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

特に非上場株式の評価については、事業承継の観点と流動性が低いことから株式評価を低減するよう求める。

(4)相続時精算課税制度について

令和5年度税制改正において、相続時精算課税制度に新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、特別控除2,500万円の対象外となった。

この改正は、事業承継において相続時精算課税制度を利用するメリットとなり、大いに評価するものである。ただ、特別控除の非課税枠は引き上げるよう要望する。

また、本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時があるいは採用した時かのいずれか評価の低い方を選択適用できるように要望する。

(5)暦年課税における相続前贈与の加算期間の短縮

我が国では、過去3年の累積贈与額と相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっていて、この累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となっている。これが、令和5年度税制改正において、令和6年1月1日以後の贈与については段階的にではあるが、7年に延長された。

今後、我が国の死亡数は増加傾向にあるとの推計が出ており、相続税の申告件数も増加することが予測されている中において、累積期間をいたずらに延長することは、相続税の申告事務を複雑化させ適正な申告及び納税に大きな影響を及ぼしかねないため、この制度は即刻廃止すべきであり、少なくともその累積期間の短縮を強く要望する。

(6)住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置について

「直系尊属からの住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」が実施されたが、本制度は住宅取得を計画する対象者において貴重な非課税措置であり、制度の恒久化と非課税制度額の増額を要望する。

(7)相続時の株式等評価について

株式の評価は3通りほどあるが、実際に売却する際に含み益がある場合にはその益金に課税される。これは現金の相続と比べ不利な状態である。よって相続評価で売却した場合の手取り額を株式の評価と改めることを要望する。

4. 地方税制のあり方

(1)土地等不動産にかかる流通課税の見直し

譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽減することが必要である。

更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。

よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(2)償却資産に関わる固定資産税の廃止

償却資産の固定資産税を廃止すべきである。

廃止するまでの間、法人税制と地方税制との乖離をなくすことを要望する。

少なくとも、30万円未満のものについては、法人税では一括償却できるため、償却資産税（地方税）をかけない制度とし税制全体をシンプルで統一性のあるものとすべきである。また、償却額については1円まで償却できるように、国税の基準と同様の仕組みとすることを要望する。

(3)固定資産税の見直し

a. 法人税の減価償却方法とは別に、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。

b. 固定資産税の税率を引き下げ、標準税率を1%程度とするとともに、固定資産税の税率を現在は再建築価格を3年に1回算定していて、残存償却率も3年ごとにしか変わらない。シンプルに購入価格を基準とし、償却率も毎年見直すことを提案したい。

なお、評価法を改めるまでは、減価償却の掛け率など経過年数評価を毎年見直すよう要望する。

c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。よって、評価方法を収益還元価格等で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。

d. 新築住宅に係る固定資産税は、新築後の一定期間、家屋の固定資産税が2分の1となる特例が令和8年3月31日まで延長されたが、同制度の恒久適用化を要望する。

更に、昨今問題視されている空き家問題にも対応できるよう中古住宅の利用促進のために、一定要件を満たした中古住宅にも適用化を要望する。

e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引き上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。

また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。

f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。

g. 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置

都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるのにもかかわらず固定

資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

- h. 耐震改修促進税制については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、更に利用しやすい制度に改善することを要望する。
- i. 国税で少額減価償却資産として処理したものは非課税とすること。
- j. 現在建物の固定資産評価は3年ごとに見直しとなっているが、評価率だけは毎年見直しすることとする。

(4)地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となる。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税收確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

いかなる場合であっても、資本金1億円以下の中小企業にまで導入することは、断固反対である。

(5)地方税体系の簡素化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。また、徴税・納税手続きの効率化のため、国税との一本化についても検討することを要望する。

(6)事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徴税目的であった地震（津波）対策に限定すべきである。

更に、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

(7)自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されたが、自動車重量税についても廃止することを要望する。

(8)事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴税技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要望する。

(9)法定外目的税及び超過課税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとはいえず、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならない。

よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

また、住民税・事業税等で行われている超過課税についても安易な導入を避け、地震対策等への限定を法令に明記することを要望する。

(10)電子申告納税制度の利便性の充実

電子申告納税制度は、導入後、国税においては利用が進んできている。地方税においても、電子申告納税推進に向け、国税で電子申告を利用した場合に、地方税の電子申告データとしての利用を可能とするなどの利便性の充実に要望する。また国税のe-Taxと地方税のeLTAxの統合や、法人を識別する番号を法人番号へ一本化するなど、ロードマップを作成し、計画的に電子申告納税制度の拡充を図られることを要望する。

(11)ふるさと納税制度の運用の改善

ふるさと納税制度による寄附先を、個人が成人するまでに生誕し居住した都道府県及び市町村に限定するか、その場合に有利となるようふるさと納税制度の運用の改善を要望する。

(12)自動車関係諸税

自動車の環境性能の向上と、今後のEV化の進展に向け自動車税制全般を簡素化・負担軽減化の観点から見直すとともに、道路整備等の受益と税負担の関係の再構築を図り、新たなモビリティ社会に向けた税体系とするよう要望する。

5. 消費税制のあり方

(1)消費税について

消費税率10%の引き上げに伴い導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担などの問題も多く、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証することを要望する。

(2)インボイス制度の導入について

インボイス方式への切り替えが実施されてきたが、企業にとっては、インボイス導入により区分経理処理など事務的な負担、また新たな事務機器等の導入、システム変更などによる金銭面での負担が増加している。

負担軽減のための新たな対策を強く要望する。

更に免税事業者から課税事業者に転換した場合に利用できる「2割特例（インボイス制度に伴う特例）」は令和8年9月までとなっており、以後の会計処理負担、納税負担が大きくなる可能性が高いため期限の延長もしくは新たな対策を要望する。

(3)住宅取得の際の適用について

一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は住宅に関する税制上の支援措置が講じられるが、限定的な措置であり、恒久的な制度とすることを強く要望する。

(4)消費税の滞納防止について

消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システムの導入の推進など、実効性のある滞納防止及び滞納整理の促進策を講じることを強く要望する。

(5)簡易課税制度のみなし仕入率について

簡易課税制度は中小事業者の事務負担を軽減する目的で措置されたものであるが、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回っており益税が発生している。公平性の観点から、仕入率を実際の課税仕入率の水準に近づけるよう要望する。

6. 印紙税の廃止

印紙税は廃止すべきと考える。

とくに、文書課税は即刻廃止することを要望する。

7. 環境税のあり方

令和6年度から森林整備や森林保護の財源として導入された森林環境税だが、既に独自に導入している多くの自治体にとって、地方税にも同じく森林保全に関する独自課税があり、二重課税にならないよう要望する。

また、森林環境譲与税は、譲与基準の一部見直しが行われたが、整合性と使いみちや目的についてはまだまだ満足のいくものではない。更なる見直しを強く要望する。

8. マイナンバー制度の運用

カードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

(1)カードを利用した場合の利便性及びメリットを拡充し、広く周知すること。

(2)マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一すること。

(3)導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。

9. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されており、近年、時価会計や税効果会計の導入により、その乖離は一層大きなものになっている。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等の乖離是正の観点から、国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図れるような関連法令を早期に改定するよう強く要望する。

<第三 個別事項>

1. 法人税

(1)交際費について、次を要望する。

a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。

b. 定額を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。

(2)引当金の損金算入について

役員及び従業員の退職給与引当金及び賞与引当金について、損金算入の復活を要望する。

(3)資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引き上げるとともに、限度額を300万円に引き上げ、損金処理を認めること。

b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。

現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入を認めること。

c. 災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨いだ場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、経費計上ができるようにすること。

(4)減価償却関連事項として次を要望する。

a. 法律・条例の改正等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。

b. 電算機のソフトウェアの取得または更新費用等は、その償却期間を5年から3年にすること。また、100万円以下のものについては、一時の経費として損金算入を認めること。

c. 減価償却資産の取得価格は購入先に支払った代金・購入手数料のみとし、引取運賃、荷役費、運送保険料等は含まないものとする。

(5)貸倒損失の損金処理できる特例について

貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(6)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引き下げられ、売買も不可能となっている。よって、加入

権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(7)リサイクル料の損金算入を支出時に認めること。

(8)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%以下に引き下げること。

(9)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(10)法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。

(11)法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。

(12)事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。

(13)欠損金の繰戻し期間については前1年を前3年にわたり認めること。

(14)適用額明細書の廃止

適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

(15)繰延消費税の全額即時償却

控除対象外消費税のうち一つの資産に係る金額が20万円以上となるものは、繰延消費税として資産計上し、5年間にわたって償却しなければならないが、事務負担の軽減のために、即時償却することを要望する。

(16)賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制は、従業員の賃金等の総支給額が前年度よりも増加している事が適用要件ではあるが、従業員が減少した場合など一人当たりの賃金等の総額が増加している場合にも適用出来るように見直しを要望する。

また、従業員の訓練費用増加による上乗せ要件は、研修に参加するための費用に交通費・必要宿泊費の加算を認めるように要望する。

(17)会社立て直しのために債権放棄を受けた場合、「債務免除益」という経済的な利益を得たことになり、課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(18)法人税が一度課されている内部留保（利益剰余金）に対しては、課税されないことを要望する。

2. 所得税

(1)諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する

a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。令和7年度改正により基礎控除額58万円に引き上げられたが、生活保護給付等と比較してまだまだ低すぎるので更に増額すべきである。

b. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養 控除を再設定すること。

c. 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円(現行10万円)とすること。また、医療費控除の最高限度額を300万円に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。さらに、予防接種の費用を医療費控除の対象に含めること。

d. 個人年金保険料控除については、年60万円までとするよう要望する。

e. 結婚・出産への支援

少子高齢化が深刻化する中で、若者が希望する年齢で結婚できるような環境を作れるよう、例えば、結婚後5年間は所得税を非課税とすることなど、税制面から支援する制度の導入を強く要望する。

f. 現状、介護保険法の要介護認定を受けただけでは障害者控除の対象とならないことから、在宅介護における負担軽減及び認定手続きの負担軽減を目的として、介護保険法の要介護3以上の認定を受けた者についても特別障害者の対象とするよう要望する。

g. 所得税法においては給与所得者に対し特定支出の控除の特例(所得税法第57条の二)が認められているが、その範囲は「職務に直接必要な技術や知識、資格の取得費用」として給与支払者の認めたものに限定されている。転職を前提とした教育の支出に対応するものが無いため、同支出についても給与所得者の特定支出の控除の特例に加えることを要望する。

(2)給与所得者の申告について次を要望する。

a. 令和4年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」に加え、「総資産10億円以上」に該当する者も財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。

b. 主たる給与以外の確定申告不要の所得限度額を現行の20万円以下から40万円以下に引き上げること。

(3)確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6カ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引き上げること。

(4)源泉所得税に関する事項として次を要望する。

a. 源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。

b. 長年据え置かれている所得税基本通達36-38の2(食事の支給による経済的利益はないものとする場合)のただし書きの3,500円を5,000円に増額すべきである。

c. 所得税法204条1項2号に掲げる報酬又は料金については、小規模事業者の場合、納税事務負担の軽減目的で、所得税法216条により納期の特例の適用対象とされている。所得税法204条1項1号に掲げる報酬又は料金についても、同条同項2号の報酬又は料金と発生の頻度や金額等の多寡等が類似していると考えられるため、同様に納期の特例の対象とすること。

(5)不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

- a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算 取得費割合を現行の5%から20%に引き上げること。
更に、低未利用土地の譲渡に限定することなく100万円の特別控除を復活すること。
- b. 相続した土地・建物等を譲渡した場合には、相続した時点の相続税評価額を取得額とすること。
- c. 譲渡所得の特別控除を大巾に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引き上げること。
- d. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引き上げること。
- e. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。
- f. 個人事業所得等の損失の補填を目的として生じた経営者個人の土地、建物等の譲渡所得と、事業所得等の損失との損益通算を認めるよう要望する。
- g. 離婚に伴う不動産の財産分与及び、慰謝料に充てた不動産の売却代金については、譲渡益課税（みなしを含む）を行わないこと。
- h. 低未利用地の譲渡にかかる特例措置として、譲渡所得から100万円を控除する制度が令和7年12月31日までとなるため期限の延長を要望する。
また、譲渡対価要件が、500万円以下から800万円以下に引き上げられたが、更に1,500万円以下まで引き上げることを要望する。

(6)譲渡損失の損益通算及び繰越控除

土地建物の流動化に一層悪い影響を及ぼすため、損益通算を復活させるべきである。

また、居住用に関しても、新しい住宅の取得や住宅ローンの残高の有無にかかわらず、損益通算できるようにするとともに、3年間の繰越控除の期間を法人の欠損金繰越控除期間相当に延長することを要望する。
また、土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の繰越控除も認めることを要望する。

(7)不動産所得の負債利子の損益通算の復活を要望する。

(8)非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%（復興特別税0.42%）となっているが、上場会社と同じ国税15%（復興特別税0.315%）、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。

(9)通勤手当の非課税限度額が交通機関を利用した場合に比べ、マイカー・自転車通勤者の限度額が低い。交通機関を利用した通勤が困難で自動車の利用が合理的な地域もあるため、通勤距離による限度額だけでなく交通機関利用相当の非課税限度額を認めるようにすること。

(10)貯蓄から投資への流れを促進するため、上場株式等に係る譲渡損失について、現行3年間の繰越控除が認められているが、これを5年間に延長すること。

(11)災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること。

(12)使用者及び使用人にかかわる事項として次を要望する。

- a. 使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に引き上げること。
- b. 深夜勤務に対する食事代負担額の非課税基準を1,000円に引き上げること。

(13)年の途中で死亡した人の場合は、相続人が相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に生前所得の申告と納税をしなければならないが、相続人が被相続人と同居していない場合（遠隔地に居住していればなおさら）、短期間に相続財産や被相続人の生前所得等を把握することは困難なことが多く、相続財産を確定させる段階で被相続人の生前所得が明らかになることも多い。したがって、所得税の準確定申告書の提出期限を相続税の申告書提出期限まで延長することを要望する。

(14)相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（譲渡所得に対応する相続税額の加算）の適用条件は、相続税申告書の提出期限から3年以内に譲渡した場合となっているが、これを5年以内に延長すること。

3. 相続税・贈与税

(1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。

ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できることとすること。

(2)居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3)相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。

(4)法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、年60万円に引き上げること。

また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円まで引き上げること。

(5)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税限度額を、現行の500万円を1,000万円に引き上げること。

(6)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

- a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。
- b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。
- c. 非上場株式の評価は、同族株主の持ち分を含め、配当還元方式とすること。
- d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。

(7)相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。

(8)贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に引き上げること。

また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できることとし、適用回数の制限は設けないこと。また、婚姻期間20年以上の夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(9)夫婦間贈与をした物件が、贈与を受けた配偶者の死亡により元の持ち主に戻る場合は、相続税の対象財産から除外すること。

(10)納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すること。

(11)相続により取得した上場株式および不動産の売却時の取得価格については、相続により取得した時の価格をベースとすべきである。

4. 地方税

(1)法人・個人住民税について次を要望する。

- a. 住民税は国税の付加税として一本化すること。
- b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。
- c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。
- d. 非上場株式の少額配当は、所得税では申告不要制度を選択できるが、個人住民税では申告を要する。所得税と個人住民税における差異を解消し、個人住民税においても申告不要制度を選択できるよう措置を講ずること。
- e. 個人住民税が毎年1月1日を賦課期日としていることから、賦課期日前に出国した個人において出国前に不動産や株式等の譲渡所得が生じた場合、担税力があるにもかかわらず住民税が課税されないという不公平が生じることになる。当該不公平を解消するような措置を講ずること。
- f. 一箇所からのみ給与を得ている所得者でその給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、所得税においては申告不要とされていることと同様に住民税も申告不要とするべきである。

(2)減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。

(3)課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。また、常時、縦覧できるようにすること。

(4)固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して、基礎控除額を土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。

(5)法人の償却資産申告期限の改正等

償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一とすること。

なお、当該措置を講ずるまでは、12月決算法人の申告期限を2月まで延長すること。

(6)地方税においては欠損金の繰戻し制度がないことから、法人事業税の所得割及び法人住民税の法人税割については、欠損金の繰戻し制度を創設すること。

(7)入湯税・宿泊税については、使用を目的以外に使わないこと。また、税額を安易に上げないこと。

(8)空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正等、空き家対策が進められているが、住宅用地特例が受けられなくなっている空き家の撤去や整地を行った際に、撤去・整地を行った年の前年に遡って前年・当年の2年間住宅用地特例を適用できるものとして、既納付分の差額の還付申請を可能とする等、税制面でも空き家の撤去がしやすい環境を整備すること。

(9)企業版ふるさと納税は時限的な特例措置となっているが、地域の活性化のため、対象となる地域再生計画の範囲を拡充した上で恒久化することを要望する。

5. 消費税

(1)ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。

(2)簡易課税の選択については、現行の期限（課税期間の開始日の前日）までにその判断を適切に行うことが困難な場合が多い

ので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長すること。

(3)年税額ごとに決められている消費税の納付回数の細分化を選択できるよう要望する。

6. 印紙税等

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

(1)売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引き上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引き上げること。

(2)消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、一律200円にすること。

(3)継続的な取引の基本となる契約書（第7号文書）に関しては、非課税（現行4,000円）とすること。

(4)法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

(5)「不動産の譲渡に関する契約書」および、「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書の印紙税を軽減する措置を、恒久的な措置とするよう要望する。

(6)請負に関する契約書（第2号文書）のうち軽減税率の対象となる請負契約に、建設工事に該当しない建物の設計、機械の保守、船舶の建造または家具・機械等の製作等のみを定める請負契約書についても対象とすること。

以上



焼津市内の店舗			藤枝市内の店舗		
まるせい営業部	焼津市栄町3-5-14	054-628-8171	藤枝支店	藤枝市前島2-29-12	054-635-0831
まるせい営業部 中央出張所	焼津市本町4-10-28	054-628-3151	藤枝水守支店	藤枝市水守1-19-37	054-646-3900
焼津支店	焼津市東小川2-11-22	054-627-8686	藤枝中央支店	藤枝市本町2-2-33	054-641-0700
道原支店	焼津市三和1342	054-623-3751	藤枝中央支店 田中出張所	藤枝市郡1131-1	054-645-0100
小川支店	焼津市小川新町3-1-25	054-628-3168	藤枝上支店	藤枝市藤枝2-5-43	054-641-0720
石津支店	焼津市下小田中町31-6	054-624-2101	藤枝駅支店	藤枝市青木2-35-25	054-641-1450
焼津西支店	焼津市西小川1-12-7	054-627-0178	藤枝駅支店 志太出張所	藤枝市志太4-1-5	054-644-4131
焼津北支店	焼津市駅北3-12-10	054-629-1551	岡部支店	藤枝市岡部町岡部6-27	054-667-0125
大富支店	焼津市東祢宜島15-2	054-623-0111	高洲支店	藤枝市高柳4-16-12	054-635-6111
大井川支店	焼津市下江留650-1	054-622-3511	いかるみ支店	藤枝市五十海4-18-8	054-645-1611
豊田支店	焼津市小屋敷342-1	054-629-1120			
さかなセンター支店	焼津市八桶4-13-11	054-628-5141			
大住支店	焼津市三右衛門新田632-1	054-623-6600			

令和7年7月31日現在

国税の ダイレクト納付が さらに便利に

自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

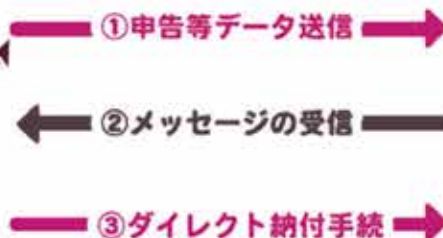
※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おススメ!

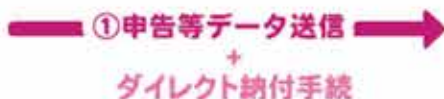
源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方



ダイレクト納付利用の場合



自動ダイレクトを利用すると…



POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日。

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付♪

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	税務署
納付書種	なし
提出年月日	令和6年3月27日

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは①
源泉等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらを必ずご確認ください。

☒ 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します。

申告と納付手続が同時に完了!!



国税の

キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

利用方法

- ① ダイレクト納付利用届出書を提出
- ② e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- ③ (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続



インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- ① e-Taxで申告等データの送信
- ② 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。※体験できる機能は一部のみ



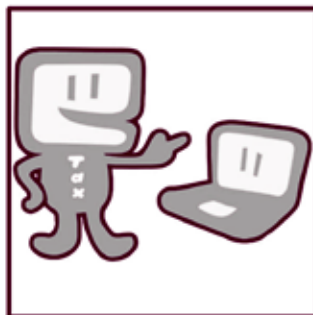
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーはこちら

e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



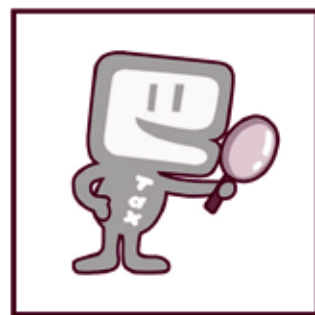
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しください。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。



法人番号 7000013050002

バックオフィス業務の改善を
お考えの事業者の皆さん！

その業務、まだ手作業ですか？

デジタル化で 今こそ効率UP!!

経済取引から会計・税務まで 一貫したデジタル処理 による正確性向上・業務効率化！

一貫したデジタル処理による効果



会計・経理業務のデジタル化に当たっては、まず会計ソフトの導入から始めましょう。
クラウド会計ソフトなら、インターネットバンキングから入出金情報を取り込んだり、請求書等の証ひょうをスマートフォンやスキャナーで読み取って、自動で仕訳まで行うなどデータ連携させることが可能となります。

経済取引から会計・税務までデジタル化することができれば、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。

国税庁事業者のデジタル化促進
HPIはこちら ▶



名古屋国税局(令和7年5月)

どこまでデジタル化に
対応していますか？

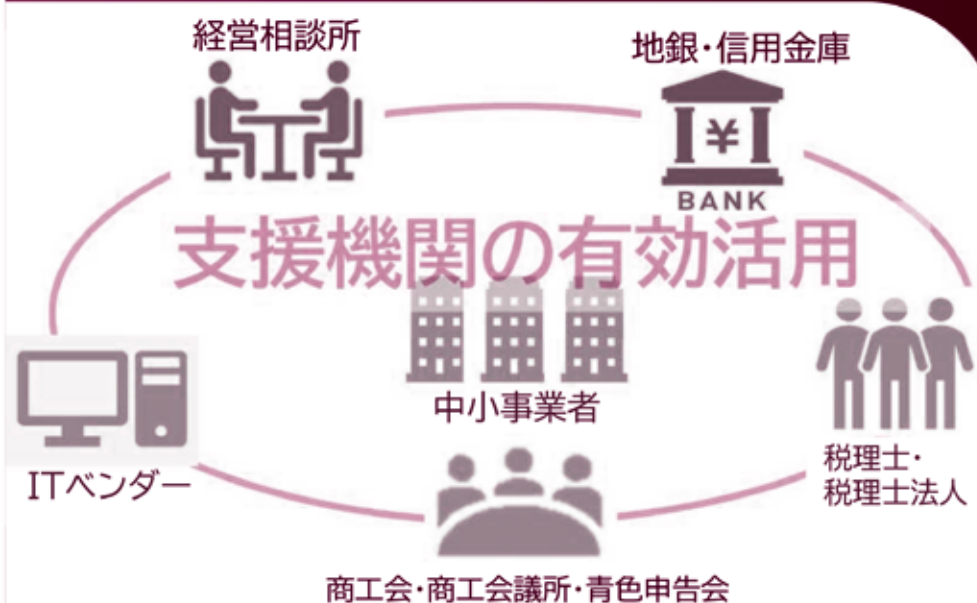
今すぐ次ページをチェック! ▶

どこまでデジタル化に対応していますか？ QRコードを読み込んで導入検討を！

- | | | |
|---|-----------------------------------|---|
| ☒ 受注・発注業務がデジタル化されていますか？ | EDIIによる事業者間の情報のやりとり |  |
| ☒ 請求書等の作成業務がデジタル化されていますか？ | 日々の業務におけるデジタル化のメリット |  |
| ☒ デジタルインボイスやPeppolをご存知ですか？ | Peppol(ペポル)
EIPAデジタルインボイス推進協議会 |  |
| ☒ 全銀EDIを活用した支払を行っていますか？ | 全銀EDI(ZEDI)
(一社)全国銀行協会 |  |
| ☒ 電子帳簿保存法に対応した帳簿等の保存を行っていますか？ | 電子帳簿保存法 |  |
| ☒ 年末調整を電子化していますか？ | 年末調整の電子化 |  |
| ☒ IT導入補助金をご存知ですか？ | IT導入補助金2025 |  |
| ☒ 税務申告はe-Taxを利用していますか？ | e-Taxホームページ |  |

デジタル化に向け 支援機関の積極的な活用がカギ！

中小事業者においてデジタル化は、独力では困難なケースも多く、支援機関である商工会・商工会議所、青色申告会、ITベンダー、税理士、経営相談所(よろず支援拠点等)等の専門的知見を活用することが重要です。



中小事業者の成長を
中長期的な目線で見守
り続ける地域の支援機
関を活用し、デジタル
ツールの導入により効
率的な事務処理を行い、
デジタル化のメリットを
享受するなど成功体験
を蓄積し、更にデジタル
化を推進していきましょ

支援機関等の連絡先一覧
はこちら

- ・商工会・商工会議所
- ・よろず支援拠点
- ・IT経営サポートセンター等



受付中

地方税共通納税システム

eLTAX は地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単にすることができるシステムです。

地方税の納税が変わる！ これまでとこれから！

オフィスや自宅でラクラク電子納税！

Before

これまでは…

- 納付書や取扱金融機関が納付先の自治体ごとに異なり事務処理がとても煩雑…
- 金融機関の窓口が混雑している場合は長時間待たないといけない…
- そもそも金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- 特に個人住民税の納付事務は毎月発生し事務負担が大きい…

After

地方税共通納税システムを使うと！

- 金融機関の窓口に出向くことなく、オフィスや自宅から PC で電子納付できる！
- 事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」ができる！
- 電子申告から納税までワンストップで手続きできる！
- 複数の自治体に一括で納付できる！
- 納付先の自治体の指定金融機関でない金融機関からでも納付できる！

よくあるご質問 Q&A

Q

地方税共通納税システムで納税できる税金の種類は？

A

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税（地方法人特別税）
- 法人市町村民税
- 事業所税
- 個人住民税（給与特徴）（退職所得に係る納入申告）

Q

利用できる時間は？

A

平日および月末最終土曜日と翌日の日曜日の
8時30分から24時まで
ご利用できます。
※別途、休日に利用できる日があります。

Q

ダイレクト納付とは？

A

事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。



ご利用者の生の声を紹介します！

銀行に行く手間も時間もなくなり、他の仕事が捗ります！
全国の自治体に一括で納付できるのも便利です！

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

税理士は企業や個人を 専門家としてサポートします

税務代理・税務書類作成

法人税・消費税・所得税・相続税等の
申告書作成 各種届出書の作成
e-Tax代理送信 税務調査立ち会い

税務相談・経営相談

事業計画作成や資金繰り相談
その他経営相談 事業引継の相談
相続税や贈与税の税務相談や
事前シミュレーション

社会貢献活動

外部監査人・登録政治資金監査人・成年後見人として活躍
学校や団体で開催される租税教室での講師



税理士をお探しのときは
ここから探して
みましょう



日本税理士会連合会
ウェブサイト



東海税理士会藤枝支部 事務局
焼津市焼津4丁目15番24号
(焼津商工会議所会館内)

藤枝支部
ウェブサイト



税理士による無料税務相談

毎週月水金 午後 1:30～4:00

予約制ですので 054-628-2250 へお電話ください

(令和7年1月16日～7月15日)

全法連・東海法連・静岡県連



1月28日 (一社) 静岡県法人会連合会「第54回運営研究会」 [会場] ホテルアソシア静岡



3月7日 東海法人会連合会「第79回東海大会」 [会場] ホテル花水木



5月26日 (一社) 静岡県法人会連合会 青年部会・女性部会連絡協議会「第13回定時総会」
[会場] グランディエールブuketーカイ



6月13日 東海法人会連合会 青年部会連絡協議会「第34回定時総会」 [会場] 名鉄グランドホテル



6月24日 (一社) 静岡県法人会連合会「13回定時総会」 [会場] ホテルグランヒルズ静岡

本 会



1月16日 税務講習会 [会場] 焼津文化会館
テーマ 「会社の決算と申告の実務」 講師／東海税理士会藤枝支部 税理士 曾根宜章 氏



1月20日 新春講演会 [会場] ホテルアンピア松風閣
演題 「笑いの世界を裏から見れば」 講師／落語家 桂 竹丸 氏



2月14日 税務講習会 [会場] 焼津文化会館
テーマ 「税務調査の心構え・注意点」 講師／藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 浦田芳弘 氏



4月24日 新入及び社員研修講座 [会場] 焼津文化会館
＜第一部＞テーマ 「社員の心得」 講師／(株)フィールドデザイン 代表取締役 中山佳子 氏
＜第二部＞テーマ 「社会人と税」 講師／藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 森本雅博 氏



5月12日 新設法人説明会 [会場] 藤枝市民会館
講師／藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 浦田芳弘 氏



5月23日 記念講演会 [会場] ホテルアンピア松風閣
演題 「やくみつるのここだけの話」 講師／漫画家 やくみつる 氏



6月11日 税務講習会 [会場] 焼津文化会館
 テーマ 「ここが変わる！令和7年度税制改正」
 講師／藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 浦田芳弘 氏



7月15日 営業セミナー [会場] 焼津文化会館
 テーマ 「印象力アップ見せ方話し方」 講師／元ミュージカル俳優 齊藤史緒 氏

青年部会



1月30日 新春講演会 [会場] 小杉苑
 演題 新春落語「抜け雀」 講師／落語家 柳家小太郎 氏



5月15日 記念講演会 [会場] 小杉苑
 演題 「健康経営と組織づくり」 講師／(特非) JUNSHIN SPORTS CLUB 理事長 渡邊亜紀 氏



6月19日 税金教室 [会場] 藤枝市文化センター
 テーマ 「税金との付き合い方」 講師／藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 森本雅博 氏

女性部会



1月22日 新春講演会 [会場] ホテルアンビア松風閣

演題 「藤枝を愛した文学者たち」 講師／関東学院大学 国際文化学部比較文化学科 教授 富岡幸一郎 氏



2月3日 税金教室 [会場] 藤枝市民会館

テーマ 「税金あ・れ・こ・れ」 講師／藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 森本雅博 氏



4月19日 社会貢献活動「藤まつりにて税のPR活動」 [会場] 藤枝蓮華寺池公園



5月20日 記念講演会 [会場] ホテルアンビア松風閣

演題 「運気アップなステキ掃除学」 講師／お掃除・片づけコンサルタント 響城れい 氏

新入会員紹介

～ご入会ありがとうございました～

入会日 / 令和6年12月20日～令和7年5月29日

法 人 名	所 在 地	紹 介 者
藤枝地区		
HIオーシャン (株)	藤枝市前島2丁目1-40	静清信用金庫 高洲支店
(株) Bestflow	藤枝市高柳1985-7	島田掛川信用金庫 藤枝支店
(有) ソルブラタス	藤枝市岡部町村良405	大同生命保険(株)
(有) 松島鐵工所	藤枝市岡部町岡部948-1	AIG損害保険(株)
(株) 竹内組	藤枝市高柳2440-6	大同生命保険(株)
みさき未来開発(株)	藤枝市駿河台2丁目11-1	大同生命保険(株)
金毘羅不動産(株)	藤枝市志太3丁目10-5	大同生命保険(株)
(株) NXT	藤枝市田沼1丁目3-27-401号	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(株) 及川建築板金	藤枝市緑町2丁目1-22	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店

焼津地区

(株) OHANA	焼津市小柳津213-1	静清信用金庫 西焼津支店
未来物流人材育成 (協)	焼津市大島1779-2	静岡銀行 焼津南支店
(株) ガレージ・ロードマン	焼津市五ヶ堀之内352-1	静岡銀行 焼津南支店
(有) 増田内装表具店	焼津市下小田647-8	あおい税理士法人
(有) 又平工務店	焼津市本中根761-1	しずおか焼津信用金庫 大富支店

賛助会員

(株) ヴァルケイン	焼津市上小杉701	静岡銀行 焼津南支店
(株) ヤマヒロ	焼津市八幡2丁目27-1	大同生命保険(株)

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

経営者が、
重大疾病に
かかった時の
そなえを確保。



重度がん
保障 Jタイプ

Jタイプ
Jタイプα

重度がん保障 Jタイプ

〔無配当重大疾病保障保険〕
(重度がん保障・無解約払戻金型)

Jタイプ

〔無配当重大疾病保障保険〕
(無解約払戻金型)

Jタイプα

〔無配当重大疾病保障保険〕
(解約払戻金抑制割合指定型)

は、

重大疾病による

(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)

就業不能リスクから

企業を守ります!

引受保険会社

Dai-Itado 大同生命保険株式会社

静岡支社/

静岡県静岡市葵区黒金町59-6(大同生命静岡ビル4F)
TEL 054-253-3191

ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書〔契約概要〕」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

F-2024-0010-①(2024年12月20日)



Business Guard

AIG

AIG 損保

地震休業サポート 地休力

企業財産保険(ニュープロパティガード)

事業継続サポート補償特約N + 地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N + 水災危険補償特約N※

※水災危険補償特約Nは外すことができます。



■経営者インタビュー動画

東日本大震災を乗り越え成長する会員企業のインタビューをご覧ください。



AIG損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

静岡支店

〒420-0851 静岡県 静岡市葵区黒金町20-1 AIG静岡ビル

TEL.054-255-5141 FAX.054-686-1208

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。2024年10月時点の内容です。

(24-073023)

法人会会員企業にお勤めの方は、
おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご契約いただけます。

がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト



保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート (*1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査 (*2)、**診断前の通院、**
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの**不安や悩みを傾聴し、**
適切にサポートします。

(*1) アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ (<https://www.afac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>) をご確認ください。

(*2) 所定の支払事由に該当した場合

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

静岡支社 〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー22F

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険
契約件数

各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)